

浜松市訓令甲第3号

市長の権限に属する事務の補助執行及び専決規程の一部を改正する訓令甲を次のように定める。

令和8年3月31日

浜松市長 中 野 祐 介

市長の権限に属する事務の補助執行及び専決規程の一部を改正する訓令甲

市長の権限に属する事務の補助執行及び専決規程（昭和35年浜松市訓令甲第8号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
第4条（略）	第4条（略）
2～4（略）	2～4（略）
5 小中学校長の専決できる事項は、次のとおりとする。 (1)（略） (2) 1件30万円以下の経費を要するもの （備品の購入を除く。）	5 小中学校長の専決できる事項は、次のとおりとする。 (1)（略） (2) 1件30万円以下の経費を要するもの （備品の購入に <u>あつては、執行の決定、支出負担行為、検収又は検査及び支出命令に限る。</u> ）
6 学校給食センター所長の専決できる事項は、次のとおりとする。 (1)（略） (2) 1件10万円以下の経費を要するもの （備品の購入を除く。）	6 学校給食センター所長の専決できる事項は、次のとおりとする。 (1)（略） (2) 1件10万円以下の経費を要するもの （備品の購入に <u>あつては、執行の決定、支出負担行為、検収又は検査及び支出命令に限る。</u> ）
7（略）	7（略）

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この訓令甲は、令和8年4月1日から施行する。

(あらまし)

この訓令甲は、小中学校長及び学校給食センター所長の専決できる事項を改めるものです。